松江市都市農村交流連携促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

松江市長 松浦正敬

松江市都市農村交流連携促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市都市農村交流連携促進事業補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象等)

第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事務又は事業の内容、補助金の交付対象経費、補助金の交付の率又は金額、終期及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市都市農村交流連携促進事業補助金
補助金交付の目的	都市と農村との交流活動に必要な費用の一部を補助することに
	より、消費地である都市部と農山漁村との交流活動の推進を図る
	ことを目的とする。
補助金の交付対象である事	都市と農村との交流活動の企画・実施
務又は事業の内容	
補助金の交付対象経費	交通費、報償費、使用料、委託費、需用費その他補助金交付対象
	事業に要する経費
補助金の交付の率又は金額	交付対象経費の2分の1の額(1,000円未満切捨て)とし、1事業当
	たり20万円を上限とする。
終期	令和4年3月31日
補助事業者の範囲	次の各号のいずれにも該当する都市農村交流活動を行う組織と
	する。
	(1) 3名以上で組織されていること。
	(2) 同様の趣旨の他の補助金の交付を受けていないこと。

(雑則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。